

# 深谷市不妊治療費補助事業のご案内

## 1 対象者

次のすべての項目に該当する方が対象です。

- (1) 保険診療として実施した生殖医療又は男性不妊治療を行った夫婦（事実婚夫婦も含む）
- (2) 治療の開始から申請時までの間、夫婦の双方またはいずれか一方が深谷市の住民基本台帳に記録されていること
- (3) 不妊治療開始時の妻の年齢が43歳未満であること
- (4) 市税に滞納がないこと

## 2 補助対象となる治療

令和8年4月1日以降に開始し、保険診療として実施した生殖補助医療および男性不妊治療で、別表の治療区分A～Fに該当するものを対象とします。

- (1) 生殖補助医療：体外受精治療又は顕微授精治療
- (2) 男性不妊治療：不妊治療を行うために必要とされる、精巣内精子生検採取法又は精巣上体内精子吸引採取法等、精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術

別表

治療内容	採卵まで				受精 (顕微授精)・培養	胚移植						妊婦の確認 (胚移植のおおむね2週間後)	助成対象範囲
	(自然周期で行う場合もあり)	(薬品投与(点滴薬)	(自然周期で行う場合もあり)	(薬品投与(注射)		新鮮胚移植		凍結胚移植					
						胚移植	黄体期補充療法	胚凍結	薬品投与(注射)	胚移植	黄体期補充療法		
平均所要日数	14日	10日	1日	1日	2-5日	1日	10日	7-10日	1日	10日	1日		
A 新鮮胚移植を実施													助成対象
B 凍結胚移植を実施*													助成対象
C 以前に凍結した胚を解冻して胚移植を実施													助成対象
D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了													助成対象
E 受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子受精などの異常受精等により中止													助成対象
F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止													助成対象
G 卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止													対象外
H 採卵準備中、体調不良等により治療中止													対象外

\*B：採卵・受精後、1-3周期程度の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。

\*採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象となります。

## 3 補助額

補助対象となる不妊治療費で自己負担した額のうち、1,000円未満の端数が生じる場合には切り捨てとして、10万円を上限に補助します。

医療保険から高額療養費や付加給付金※の支給がある場合は、医療費からその支給額を差し引いた額を自己負担額とします。マイナ保険証を利用することで高額療養費が自動適用され、医療機関での支払いが限度額までになります。

※付加給付制度とは、各医療保険者が独自に定める制度で、支払った医療費の額が一定の額を超えた場合に、超えた額が加入している医療保険から支給される等の制度。付加給付制度の有無等は加入している医療保険へお問い合わせください。

## 4 補助回数

補助回数は、1組の同一の夫婦につき、通算5回を限度とします。

(ただし、平成17年以降に深谷市で交付決定を受けた不妊治療費に係る補助を含む)

## 5 申請手続き

### (1) 提出書類

- ① 深谷市不妊治療費補助事業申請書（様式第1号）
- ② 深谷市不妊治療費実施証明書（様式第2号）
- ③ 不妊治療を実施した医療機関が発行する領収書（原本）
- ④ 限度額適用認定書の写し、又は高額療養費の支給（不支給）を確認できる書類（様式第5号）  
マイナ保険証を利用し受診した場合は、マイナポータルにて限度額区分の提示をお願いします
- ⑤ 夫婦であることを確認できる書類（住民基本台帳上、夫婦であることを確認できる場合は不要）  
事実婚夫婦で同居をしていない場合は、申立書を作成（様式第6号）
- ⑥ 市税に滞納がないことを証明する書類  
(深谷市不妊治療費補助事業申請書（様式第1号）に自署することで提出を省略できます)
- ⑦ 補助金の振り込みを希望する金融機関の口座名義及び口座番号がわかるものの写し  
(原本をお持ちいただければコピーを取ります)  
※印鑑をお持ちください（訂正等で必要な場合があります）

### (2) 申請期間

原則として治療終了日より1年後まで

※治療終了日は医師が治療を終了したことを判断した日とします（別表参照）

※高額医療費および付加給付等が支給された後に申請をしてください

## 6 補助の交付申請

審査の結果、補助金の交付が決定した時は、深谷市不妊治療費補助事業支給決定通知書（様式第3号）を郵送し、指定された口座に補助金を振り込みます

交付要件に合致しないなど、補助金の交付ができない場合は、その理由を記載した深谷市不妊治療費補助事業不承認交付決定通知書（様式第4号）を郵送します。

申請窓口・問い合わせ先  
 深谷市保健センター  
 住所：深谷市本住町17-1  
 電話：048-575-1101  
 ※月曜日～金曜日（祝休日を除く）  
 午前8時30分～午後5時15分